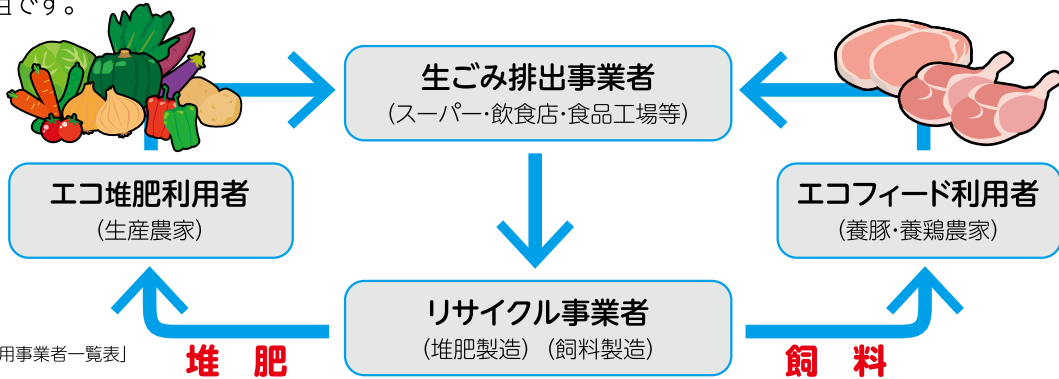


食品リサイクル

食品廃棄物は、まず発生抑制することが第一です。そのため、生ごみに多く含む水分の水切りや食材の使いきり、食物の食べきりに努めましょう。

●Food&Greenリサイクル

事業所から排出された生ごみを「堆肥化」又は「飼料化」によりリサイクルし、生産農家や養豚養鶏農家等に供給する取組です。



※参考:
農林水産省
「登録再生利用事業者一覧表」

●フードバンク活動

まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて必要な施設や人に届ける取組です。

お問い合わせ

県廃棄物・リサイクル対策課

電話:(083)933-2992

びん・缶・ペットボトルのリサイクル

●空きびん、空き缶

空きびん、空き缶はリサイクル業者等に引き取りを依頼してください。

●ペットボトル

ペットボトルはメーカー回収などを利用し、リサイクルしてください。



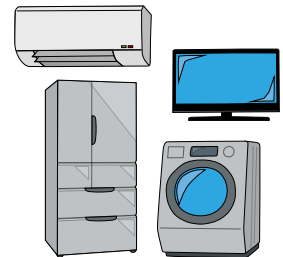
特定家庭用機器

家電4品目(下記対象機器)は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合であっても、家電リサイクル法の対象です。

原則的に買い換えた販売店、購入した販売店に引き取り義務が生じます。

●対象機器

冷蔵庫及び冷凍庫/エアコン(建物から独立したもの)/
テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)/洗濯機及び衣類乾燥機



【再商品化等料金(税抜)の目安】

| | | | |
|-----------|---------------------------|------------------|------------------|
| エアコン | | 900円 | |
| テレビ | ・ブラウン管式 ・液晶式 ・プラズマ式 | 15型以下 16型以上 | 1,700円 2,700円 |
| | 冷蔵庫・冷凍庫 | 170L以下 171L以上 | 3,400円 4,300円 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | | | 2,300円 |

注 意

市の施設では受け入れられません。

また業務用として製造、販売されている機器は対象外になりますので、産業廃棄物として処理してください。

※家電リサイクル券は郵便局で取り扱っています。

※再商品化等料金は、メーカーごとに異なることがありますので、郵便局で確認してください。